

第一回 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会會議録第二号

付託事件

○警察法案(内閣送付)

昭和二十二年十一月十五日(土曜日)午後一時三十九分開会

○警察法案

本日の會議に付した事件

○委員長(吉川末次郎君) これより治安及び地方制度委員会と司法委員会との連合委員会を開会いたします。昨日に引き続き予備審査中の警察法案につきまして一般質疑を続行いたしますと存じます。昨日岡本さんから御発言の御要求があつたと思ひますが……

○岡本愛祐君 昨日總理大臣に對しまして私が質問いたしましたその中で、まだお答えをされない点があります。それはこの警察法案によりますと、都市における治安の維持は國家警察として、國家の事務としてやるのではなく、自治体の事務としてやつて行くといふことになつておりますから、それをその自治体固有の事務としてでなく、公共の秩序を維持するといふ、國家事務をその自治体に委任した、つまり國家事務の自治体に対する委任ではないか。そういうふうな解釈をするのができないかといふことを御質問したのであります。この点に對しまして政府委員の御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(久山秀雄君) 警察の事務は、少くとも現在におきましては、これを國家事務として取扱つておることは御承知の通りであります。今度の新しい法律によりまして、地方自治体がそれ／＼自治体の区域内における警察の責任を持つ建前を取りましたと同時に、その自治体の區域内における警察につきましては、その自治体の公安委員が最高の責任者であるといふふうな建前を取つて参つております。關係等からいたしまして、岡本さんが御質問になりましたような一定の條件のあります場合に、この間違ひを正すための、地方自治法にありますが、そのような措置が、果してこの自治体の警察に關します場合に、これを國家が委任をした事務としてそういう処置ができるか、或いはこの法律によつて、それは全く自治体固有の事務として、そういうことができないか、といふ問題につきましては、尙暫く御猶予を頂きますして、慎重に研究をいたしましてお答えを申上げたい、かように考えております。

○岡本愛祐君 尙もう一つ總理大臣からばつきりしたお答えを得なかつたのであります。それは昨日最後に質問をいたしました點、つまり十月二十七日の朝日新聞に徐逸雄という中華民國內の特別寄稿の中に、聯合國司令部のボリクスマンが語つておりましたそのヒドン・ガバメント、これはどういふことを意味しておるのか。總理大臣はその點はつきりいふ事實を指したのであるという御答弁がなかつたのであります。お答えをなされれば具体的に話して頂きたい。

○政府委員(久山秀雄君) 岡本さんのお話上げになりました記事は、私は詳細に記憶いたしておりましたが、その當時一般に司令部の意向として、新聞に載つておりました記事として私共讀んで記憶しておりますことは、何と申しますか、封建的な一種の暴力團的な組織と政治を動かすものとの間に何らかの關係がある、或いはその暴力團的な組織そのものが政治の裏面に活躍をいたしまして、日本の政治を動かす動かしおるというふうなものが存在しておるのではないかといふふうな記事が、暴力團と云いますか、日本の社會の根本に巢食つておる、そういう非常に非法的な、非常に封建的な、暗黒的な組織があつて、それが一方暴力團的な行為や或いは闇行爲もやると同時に、それが一つの政治そのものを動かす力とも関連を持つておるといふふうな意味合において、こういうものを一掃しなければ本當に民主的な明るい日本の政治はできないのであるといふふうな意味合のことを、司令部のボリクスマンが語つておつたといふのを新聞で讀んだのであります。岡本さんが今御指摘になつたことも、或いはそういう記事に関連して、中國の何と云う方がおつしやつたことではないかと思つておるが、勿論現実にそういうものが存在しておるかどうかが、私共警察の立場といたしましては、要するにそれがこの社會の秩序を紊す、公共の平和を害するといふような犯罪行為に出でました場合に、これを

を檢査いたすのであります。現にそういうふうな観点から、先般來相當多數のいわゆる暴力團と稱されておるもの、既成的な組織を一掃するために努力をいたしておるものであります。それが現実政治の裏面と云うふうな、に連絡を取り、どういふふうな、いかにヒドン・ガバメントといふふうな役割をいたしておるかといふことは、私共まだよく承知をいたさないものであります。少くともそれが犯罪を構成いたしました、實際の秩序を紊しておる限りにおきましては、峻厳なる檢査取締りをいたし、以てそういうところの存在する余地のないように、警察としてはできるだけ努力をいたしておるつもりであります。これは將來ともそういう方針で取締りを續行して行きたい、かように考えておる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) この機会に企画課長が説明をしましたことを多少訂正したいといふお申出がありますから発言を許可いたします。

○説明員(加藤陽三君) 昨日初生委員からお尋ねになりました公安委員の不當な職權の行使に對して、人民の監視彈劾の方法とか、それを停止する機關がないか、この法律案はどうなつておるかといふ点につきましては、私は全く勘違ひをいたしまして、申訳ないこととありますが、法案は規定してないといふお答えをしたのであります。併しこの法案の十五條、地方自治法の改正によりまして、市町村の公安委員

につきましては、選舉管理委員會などと同様に、解職に關する事項を規定してございまして、都道府縣公安委員の方は、これは國家地方警察の事務を担当いたしますものでございまして、國家地方警察の監督の仕方に従ひ監督せられるもの、直接國會に監督を受けるといふことになるわけでございまして、私はその点を勘違ひいたしました。市町村の公安委員も同様であるものと申上げまして誠に申訳ないのであります。市町村の公安委員の方は、本日お手許に差上げた警察法案に關係ある法律の改正條文新旧對照を御覽頂きますと分るのでございまして、地方自治法の第十三條の第二項に、改正の所は細かい字で書いてございまして選舉管理委員會又は監督委員會とあります。又市町村公安委員會の委員の解職を請求する、かように改めることになつておるのでございまして、

尙この際合せまして、地方自治法の改正中の重要な事項を一應説明させていただきます。第二十一條の改正は、被選舉權の制限に關する改正でございまして、只今第二十一條第二項によりまして、在職の檢察官、警察官及び收税官吏は、選舉權を有しないことになつております。これを改めまして、在職の檢察官、警察官及び收税官吏の外、普通地方公共團體における公安委員會の委員及び警察吏員も同様な制限を附せしめたい、こういう考えで改正してあるのであります。

ことを申し上げまして恐縮でございます

○説明員(加藤陽三君) 只今の問題は

代つて警察をやつて行くというような

ます。

て、地方分権を強化して行くという建

前から、できるだけ自治体が自分の責任において、自分の区域内の治安の責任に任ずるといふ建前を取つたのでありますけれども、同時に國家といふものはやはりそれ自身が直接動かすことのできるみずからの警察といふものを持たなければ、全部これが自治体といふもののみが責任を持ちまして、國はこれに対して何らの責任がない。直接の警察を持たないといふことは、國家全体の法律の執行なり、治安の確保に遺憾の點があるといふ根本の考え方からいたしまして、先ずみずからの力で一應自分の區域内における治安の維持ができる實力を持つ自治体といふものを、人口五千以上の市街の町村、市は勿論であります、そういうところにそれを認める。併しそれが果して自治体の力のみによつて自治体内の治安の維持が完全にできるかどうか、それのみに委せておいて國家の治安といふものが維持できるかどうか、非常に心配せられる点も多々あるわけでありますので、それ以外の地域、その管轄は勿論そういうわけでありまして、村落の地域になるのでありますけれども、それを管轄いたします一つの國家警察といふものを國が直接持つておる。そうしてそれは非常の場合に全体を統合して行くことのできる一つの中心になると同時に、平常におきまして自治体の警察の方から援助の要求がありました場合には、いつでも援助に出掛けまして、自治体警察をして完全に自治体内の治安維持に当らせるため、全体に通ずる援助的な性質を持つておるといふような、二つの性質を持つた國家警察といふものをとらして

國が直接振つておる必要がある。こういう建前から二つに区分をいたしたのであります。従ひまして國家警察は國が直接振つております關係上、これは國の公務員になり、自治体の職員は自治体の吏員になる。こういうように身分の關係も分れて来るのであります。そういふような二つの要求を勘案いたしまして、國家警察と自治体警察といふような二本建てになつておるのであります。村落地域を管轄いたします警察は、やはり自治体警察でないかといふお尋ねでありましたが、附屬といふ自治体には固有の警察は認めておらぬのであります。人口五千以上の市街の町村といふものは以上すべてこれは國家警察といふことの建前を取つておるのであります。ただ附屬内におきます運送につきまして、府縣の公安委員会がこれを管理する、こういうことにいたしておるのであります。

○鈴木直人君 只今の説明でありましたが、國家が公安を維持する場合に、是非必要な場合のためにみずから國家地方警察を採つて置く必要がある、これは分るのであります。それならばなぜ五千未満の町村にだけ警察を採る必要があるか。國家自体が自分の公安を維持するために必要であるならば、むしろ五千以上の市町村といふ所に幾らかの國家地方警察を配置して置くことが必要ではないか。ところが、この建前はそうでありませんので、比較的公安に必要な五千未満の部落、村落に國家地方警察を置くといふことになつてゐる。こういう建前を考へて見ると、今警保局長の御説明のよう國家自治体の公安を擁護する意味におつしやられますような考え方も勿論

成り立つておりますけれども、私共この法案を作りました精神は、警察をみずから持つてないから持たせないのである。併しなから五千未満の町村はみずから持つことができないから、國家が止むを得ず持つておるのだといふ、その自治体警察といふことを根本に置いて、そうして止むを得ず、いざという場合は、これは自治体警察を内閣總理大臣は指揮統轄することのできるというふうな形に置かれるものではないか。どこまでも國家自体が警察権を持つた、こういう考え方の下に國家地方警察といふものは置かれておるものではない。若しそうであるとするならば、先程申し上げましたように、むしろ東京とか、或いは大阪とか、あるいは数万人の人口を持つておる所に、自治体警察の外に國家警察といふものを幾らか配置して置くという必要があるじやないか。而も自治体警察と國家警察の間は対等なものであつて、一つの町村におけるところの權限といふものは他の市町村に及ぼすことができないといふようなことになつておるのであつて、いざという場合には村落到に配置しておつたところの警察官が都會にやつて來て公安を維持するのだといふ、その建前といふものは少し建前として違ふような感じがするのではありませんか。どこまでもやはりこれは自治体に警察権を附與するのだといふ考え方の下に行つて、そうして止むを得ず暫定的に國家地方警察といふものを、國家が便宜上代つて持つて行くものである。こういうような考え方が正しいような感じがするのではありませんか。どうでありますか。

○政府委員(久山秀雄君) 鈴木さんがおつしやられますような考え方も勿論ありま。

○齋武雄君 私公安委員の選任のことについて、お伺いするのであります。法案によりますと、國家公安委員は内閣總理大臣が兩院の同意を得て任命するといふことになつておりました。都道府縣の公安委員は府縣の長官が府縣の同意を得て任命する、自治体公安委員は府縣の公安委員に準じて選任する、こういうことになつておるのであります。國家公安委員の場合には別として、縣の場合とか自治体の場合において、若し長官とか村長とか町長とか、人を得なかつたならば、これはボス警察になるのではないか、こういう疑いを抱くのであります。或いはその縣会の分野とか町村会の分野等によつて相当左右されるものである、こういうふうな考へるのではありませんか。弊害が多くなるのではないか。それでこの法案を作るに當つて、公安委員の選任方法についてどういふことを考へておるのであるか、最初からこの一本で來ておるのであるか、或いは公選の方法といふことも考へられたでしょうか、その點の経過についてお伺いしたいのです。

○政府委員(久山秀雄君) 公安委員の任命につきましては、最初からこの法案に書いてありますように、府縣知事なり市町村長がそれらの議会の議決を経て三名を任命するといふことになつておるのであります。その委員にどういふ人が出て参りますか、それはそれらの自治体の事情によりまして、いろいろの人が選任されて参るであらうと思つて、事實そういう委員として適當でないと思われまゝる欠格條項につきましては、法律に書いてありますと同時に、それが民主的な自

自治警察の本旨を申し上げますが、その自治体の住民が多数を選びましたその自治体の長である市町村長及びその市町村の運営に当る市町村議員というものをすてに選挙したものであるのありますから、その自治体内における警察の運営につきましては、その選挙せられた市町村長が市町村会の同意を得て適當なる人を任命したといふことが、最も公安委員として適當な人が得られる方法である、かように考へておるのであります。この点は法案を作成いたしました最初から少しも変更なく、それが最も公安委員に人を得るに適當なる方法であると、かように私共は考へておるのであります。

○齋藤雄君 國民の意思を尊重する、すば、特別に公選という方法が一番正しいと思つておられますが、さういふ議論はなかつたかどうか、お考えはなかつたかどうか。又公選にするならば、さういふ弊害があつてできないのである、さういふお考えもあるでしようが、公選ということはお考えなかつたかどうか、お聞きしたいのであります。

○政府委員(久山秀雄君) 公選という考へ方は、実は考へてはなかつたのであります。さういふ公安委員というやうな性質の委員を選びます場合に、果して公選ということによつてより立派な人が得られるかどうか。いろいろの政策を立てて、國民にその信任を問うといふやうなことであります。で、とにかく警察といふものを、非常に眞面目に厳正に執行して行くにふさわしい人ということになりますと、公選よりも、やはりこの法案に書いてありますやうに、その自治体の住民を代

表いたします人々が、眞にこの警察の運営に適當なる人を選んで、それにお願いをする、さういふことがやはり一番いいのではないかと。公選といふことになりますと、俺はどういふやうに警察を運営する、俺の主義、政策はさうであるといふやうなことで、いろいろ選挙をするといふやうなことは、必らずしも警察の運営に當りまする公安委員の性質には適當なものであるとはいへない。要するに眞面目に厳正に警察の運営に當る人を得るという方法としては、この法案にありますが、最初からさういふやうに考へておるのであります。

○阿竹齋次郎君 只今の鈴木さんの質問に關連して、私ちよつと聞きたくなつたのですが、政府委員の御説明のやうに、國家警察と地方警察との成り立ちが幾らか違ふやうなことがあるならば、今後いよいよ実行に當つて、一本建ての連絡統制の上において困難なことが起りませんかといふ心配が起る。で、國家警察は地方警察よりも優越感を持つて来るやうなことになるはしませんでしようか。

それから、特に人間といふものは繩張り根性があるのですが、さういふことが強くなつて來やせんかと思つておられます。治安の上に最も大切な犯罪捜査の上において、不徹底なことが起りはせんかと、さういふことを心配いたします。すので一應お尋ねいたします。

○政府委員(久山秀雄君) この一つの組織であります警察が、いさゝかの自治体と國家警察とに分れますることから起ります犯罪捜査等におきます不便といふやうなことにつきましては、これはもう十分注意をいたしまして、お互いの連絡といふことを現在以上

に緊密にやる。さうしてその効果を擧げるために、絶えず連絡會議を開くなど、平素から十分なる打合せをいたして置くといふやうなことが絶対に必要であり、それはさう是非やらなくてはならぬと思つておられますけれども、國家警察の方が自治体警察よりも上であるとか下であるとかいふやうなことは、これはもう全然ないものであります。けれども、何と申しましては治安といふものが、情勢によりましては國家そのものの安危に關係するといふやうなことがありまします。殊に多數の自治体がここに存在してあります關係上、そこに一体としての相當な力のある國家警察といふものがありまして、自治体などから援助の請求がありまします場合などにおきましては、いつでもそれに掛け行つて援助をする、さうして自治体自身の治安は勿論、それによつて國家全体の治安の維持を全うするといふ考へ方でありまします。併し應援に行く方が上であるとか、自治体の方が下であるとかいふことは、それはもうこの民主主義的な法の根本概念としてはないのであります。が、仕事の性質上、國家警察は絶えずさういふ自治体警察の請求によつて援助をする義務を持つておるといふやうな建前になつておるのであります。勿論自治体同士におきましては、絶えずそれはお互いに協力して治安維持の任を全うする任務は法律上持つておるのでありますけれども、恐らく援助をする機会等は、國家警察が自治体警察に對して行つ場合が非常に多いと思つております。そこで、このお互いの

間に優越感とか、或いは劣等感と申しますか、さういふやうな考へ方の相違が起るといふやうなことは、この法律を作りました根本の趣旨に反することでありまして、おのづから任務は違ひますが、それ／＼治安を維持する警察官としては平等であり、それ／＼が自治体及び國家警察の職員としての誇りを持つやうに、それ／＼がさういふ氣持でこれを指導し運営して行くといふことにならねばならぬのであります。二つに分れておきます結果から、特にさういふ趣旨は、恐らくこれからは出て來ないのではないかと、又さういふことが本當のこの民主的な制度の運営の基本的な考へでなければならぬ、かように考へております。

○阿竹齋次郎君 当局の只今の御説明によつて、この上私が聞て行くことと議論になるのですから、もうそれ以上は出られませんが、たださういふ御心配のないといふ御意見には、私共は現在の普通の人間では余程むずかしいことだと思ひます。

○鈴木直人君 先程の私の質問に對する御答弁と、阿竹さんの質問もあつたのであります。が、自治体警察は、いわゆる自治体の公僕であるといふ建前でやつておる。ところが五千未満の町村においては、國家が直接これを官吏たる警察官をしてやらせる、さういふやうな考へ方になりますと、その國家警察を持つておる町村における警察官といふものは、公僕といふ感じが非常に薄くなりませんか。自分は國家警察官である、國家警察のことをやるために仕事をしておるのだと、建前がさうなんだから、建前から自然さうならざるを得ない。ところが、五千以上におけるところの警察官は、これは自治体の警察なんだから、結局自治体の民衆と共に自分たちはあるのだといふ本當の民主的警察の建前になつておる。で、その建前の上においてさういふ考へ方が持ち得るわけである。ところが、五千未満の町村におきましては、町村自身は警察を持つことはできないのである。町村の警察はさういふ國家の警察だ、さういふ建前で行きますから、而も官吏でありますから、結局やはり官僚的な考へ方になつてしまふのじやないか。そこでやはり町村はいかに小さい村でも、同じやうに警察權を自分の村が持つのだ。併しながら予算とかいろ／＼な關係で持つわけに行かないから、それで便宜的に官吏である警察官が來て、さうして同じ公僕で行つておるのであつて、官吏だけれども、五千人以上の公吏たる警察官と性質、性格、建前においてはちつとも違はないのだ。ただ便宜上さういふやうに行くのであつて、實際は皆公吏で、その村の警察をやつて行くのが本當なんだ、さういふやうな建前でありまします。で、先程阿竹さんの心配されたやうなことは建前の上においてはできない。それで一方は官吏であり一方は公吏であるから、その資格において、警察官の資格において、すでに一方は官僚的であり、一方は民主的であるといふ感じを持つておられますから、さういふ建前だといふことになりますと、非常に村落警察の官僚化といふ点において憂うべき点が多いやうに感じますが、その点をどういふやうにお考えになりますか、それが二点です。

それからもう一つは、國家警察が公務員法に基くとこの職階制なり、これをつきまして御意見を伺つて貰

りますように、その自治体の住民を代

は、これはもう十分注意をいたしました

のであります。そこで、このお互いの

なんだから、建前から自然そうならさ

それからもう一つは、國家警察がみ

ずからやらなくて、そうして自治体警察にやらせるか、或いは自治体警察の本來の事務としてやらせるかというところは、今後御調査の結果になるわけでありまして、とにかく五千以上の町村においてはみずから、やれるという見通しから、自治体警察を置くということになるということでありまして、私は五千以上の小さいものでは、實際みずからは困難で、みずからやるということであるならば、やはり一万以上の所が限度じゃないかというふうにも考えます。そこで一万がいかに五千がいかにということは勿論別であります、これを一万以上というくらいに引上げるというようなことは、いろいろな関係は別だいたしまして、まあ、考え方としてはどつちが實際の運営上いいものと思つておられますか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久山秀雄君) 國家の職員と自治体の職員と、自治体の職員の方が民主的で、國家の方が民主的でないといふふうな考え方は、やはりこれは少くとも今までの考え方でありまして、こういう例を申上げてどうかと思ひますけれども、自治体である区役所とか市役所という方の事務の扱い方が官僚的でなくて、國家の施設の方が官僚的だということもないのでありまして、要するにそれは運営に當る人の心掛け、及びそれを指導監督する者の指導方針というふうなことに關係を持つのでありまして、自治体の公僕であり、國の官吏は國家の公僕であるわけでありまして、おの／＼その地位においてそれ／＼が誇りを持ち責任を持つということ、事實上は國家の職員であ

るから、村の方の調査が非常な官僚的になるというふうなことは恐らくはなくて、却つてそういうことが眞面目に職務を執行する上にはいい面も考えられるのでありまして、要はその人の心掛けであり、それを教育し監督する者の考え方でありまして、繰返し申しますように、大きく建前を國家治安を維持するために國家が直接持つ警察と、自治体が自らの警察を持つものとに分けた關係上、そういうふうな身分的にも相違が出て参つたのでありますけれども、その任務を盡す心掛けには毫も差りはないわけではございませんから、御心配のようないことはないように、これは一つ國家警察の方に置きまして十分そういう点に注意をいたしますと共に、自治体の方に置きまして、却つて民主的であるが故に何か非常に卑屈な、弱いような警察にならないように、これはもうそれ／＼が警察の本務から考えまして、一つ立派な警察を造り上げるように將來努力をする以外に方法はなないのではないかと思ひのであります。

独立の警察を持ちます自治体の程度をどこに置くことが最も適切であるかということとは、これは実はいろいろ議論があることでありまして、果して五千以上にしたことが現実のつたり合つておるかどうか、お話のようにならば、二万なり、或いは三万というふうな所に限界を置いてやるということが實際に合つておるか、これは恐らくいろいろ意見があると思ひまするわけでありまして、先ず人口の点から研究いたしました、先ず人口五千というところによつて通常まあ町というふうなことになることが普通であ

りますので、そういう程度の自治体におきまして、而もそれが市街的な状態を形成してあるということになります、やはり独自の警察を持つてやつて行くことが一番適當であるというふうな考へておるのでありますけれども、これは現実に実施をいたしました上で、或いはその程度の所では独自の警察を持つことが適當でないというふうなことになるかもしれません、これは或いは後日適當の機会にその状態の変更を考へて頂くことにならうと思ひのであります、一應今のところでは先ず五千以上、普通村が町というふうなところになります程度に所を限界を置いて、責任を持つて貰ふこととすれば一番適當ではないか。と同時に大きく國家警察と自治体警察との警察官の總数というものが、一定の枠に入られておきます關係等もありまして、先ず両々見合せて、この程度の所が考えられる最も適當な点ではなからうか、こういう結果から五千という数字が出て参つたのであります、これは恐らくお話のようないは、この程度の所では十分であるかも知れんのであります、それは一つ実施をいたしました上で、どうもうまく行きますんようでありまして、第二段の措置として考へる。こういうことにはいたしたらいかがかと思ひのであります。

○鈴木直人君 もう一つお伺ひして置きたいと思ひます。それは國家警察の警察官と自治体警察の警察官とが身分が違ふ。併しながら今までは全部同じ身分によつて警察官が勤めて来ておる、進んで来ておるわけでありまして、それで一方は官吏でありますから、國家公務員法の適用によりまして、國家

公務員法に基くところの職階制なり、その規定に従つて運用して行くのであります。一方自治体警察の方は國家公務員ではありませんからその適用は勿論ない。ところが、まだ自治体公務員法が制定されておらないというふうな關係でありまして、自治体警察となるための資格はありまして、やはり官吏との間において異つたようなものになつて来ると思ひのです。そこで私はこう考えます。現在地方自治法におきまして自治体公務員法を來年の三月末までですか、四月一日から発足するような自治体公務員法を作らねばならないというふうな附則になつておるが、これは恐らく通過すると思ひますが、この四月から発足するところの自治体公務員法の内容をできるだけこの國家公務員法の内容と同じにしまして、そして自治体警察から國家警察に振りかへる／＼な關係で變つた場合に、或いは國家警察から自治体警察に變る場合においても、俸給或いは資格等に置きまして同じである、資格的に融通できる、人事關係は對等であるから別として、どつちに變りますとも同じだということにすることに、警察官のために必要だと考へておるわけ、尙恩給につきましても、自治体の方から國家の方に變つても、國家から自治体の方に變つても、自治体から自治体になり、又自治体から國家に變るといふようなことがありまして、恩給は繼續するといふような形が望ましいといふふうな考へておるわけでありまして、私は先般熊本に滞りまして警察署長會議がありまして、いろいろ聞きましたのであります、そういうふうなことで非常に強く警察官とも考へておるようであります。

これにつきまして御所見を伺ひして頂きたいと思ひます。

○政府委員(久山秀雄君) 今の御質問の点は私共も全く同感に考へる点が多いのであります、現在各地方の状況などを聞きまして、謂はば非常に希望をもつて警察に職を奉じたというやうな警察官諸君は、非常にこの小さな數人の警察官しか持たない自治体の警察として配置をせられまして、而もそれが、絶対に他に移動ができない、更にそれには恩給というふうな建前におきましても全然別個であるといふふうなことになる、非常に現在の警察官をこの過渡期において自治体に配置いたします場合におきましては非常に困難を感じておる、そういうふうな点が或る程度解決されれば、安心して立派な優秀な將來に希望を持った警察官も喜んでいかなる自治体警察にも行くといふふうなことに、いろいろ各地方から傳へられておまして、そのことを地方の警察部長といはしまして、一番不安に考へておるようなところでもあります、何とかして、そういう点に法律上の一定の安定を與えて、少くともこの過渡期は……將來こういう制度が本當に習慣化したしまして、皆がこの制度に慣れて、その上で皆安心して、それ／＼の警察に立派な人が得られるようになりましますまでは、何とかしてそういう方法を講じまして、優秀な人も小さい自治体に職を俵する。そしてそれがその人の働きなり／＼の点において、更に大きな所にも交流して行くことができる。この恩給等につきましてもそれが繼續して行くといふやうな

五

ことになりますことを、私共も実際の

警察官の氣持を段々聞くにつけても、何とかさういふことができ

ればといふうなことで、実はいろ

いろ私共といひしても、この新ら

しい切替えの時期におきます警察官

の配置等につきましても非常に心配を

いたしておるであります。この法

律によりますると、地方自治体はそ

れぞれ國家公務員法の精神に則りま

して、それの條例で任免とか、給與と

かさういふことを決めることになつて

おるのであります。精神に則るので

ありますけれども、それの事情が非

常に異なる自治体のことであります

から、それの自治体の條例等によ

りましてはさういふたような人事の交

流なり、或いは恩給などというふうな

關係におきまして必ずしもうまく運営

ができていく点が出て参ることも想像

されるのであります。さういふこと

を承知の上で、その自治体を守るため

にその自治体の人が警察官を志願し

て、そこにその自治体は自治体なり

日はこれにて散会いたします。
午後二時四十九分散会
出席者は左の通り。

治安及び地方制度委員

委員長 吉川末次郎君

理事 鈴木 直人君

委員 羽生 三七君

村尾 重雄君

奥 主一郎君

大隅 遼二君

黒川 武雄君

鬼丸 義富君

岡本 愛祐君

岡元 義人君

小野 哲君

駒井 藤平君

阿竹斎次郎君

伊藤 修君

大野 幸一君

齋 武雄君

前之園喜一郎君

岡部 常君

宮城タマヨ君

政府委員

内務事務官

久山 秀雄君

内務事務官

加藤 陽三君

警保局長

説明員

内務事務官（警

保局長）

保局企画課長

○委員長（吉川末次郎君） それでは本

参議院事務局

印刷者 印刷局

（五二）

昭和二十三年三月二十六日印刷

昭和二十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局

（五二）

昭和二十三年三月二十六日印刷

昭和二十三年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局